

はじめに

本校は、「1 広い教養と専門的な知識技術を身に付け、望ましい勤労観・職業観を養う。 2 感謝の気持ちを持ち、地域や社会に貢献する心と態度を養う。 3 自ら思考し、判断し、責任ある行動のとれる主体的能力、態度を養う。 4 強い使命感と倫理観を持ち、創造性豊かで挑戦し続ける産業人の育成を図る。」を教育目標として掲げ、いじめの防止・根絶に向けた対策としては、組織体制の構築をはじめ、生徒が主体となる授業づくり、学校行事・部活動を重視した人間関係づくり等の未然防止に努めた。個人面談週間、生活実態把握のアンケート、教育相談の実施等の早期発見の取組など、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応を進めてきた。

近年、校内での生徒間トラブルや、携帯端末を使った電子メールやSNSに係る問題が発生している。これまでも校内でいじめ事案が確認された場合は、「早期発見」「早期対応」による迅速かつ組織的な対応を行ったところである。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図っている。地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の具体的な対策が体系的・計画的かつ継続的に実践できる体制作りを推進している。ここに「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針（最終改定：平成29年12月）を参酌して「山口県立小野田工業高等学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を定める。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知に当たっては、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、早期に警察に相談することが重要なもの（犯罪行為として取り扱われる）や、直ちに警察に通報することが必要なもの（身体又は財産に重大な被害が生じる）が含まれる。これらについては、いじめた生徒への教育的な配慮やいじめられた生徒の内心への配慮の上、早期に警察と連携した対応を取る。

2 いじめの防止等に係る基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進する。さらに、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな心、確かな学力等の生きる力を育む教育活動に努める。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が生徒に関する情報等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切できめ細やかな指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早い安心・安全な学校生活を実現する。必要な場合は、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後も継続的な見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有をもとに、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの協働体制を構築するため、相談機関・窓口の周知やPTA・学校評議員等との積極的な連携を図る。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、県教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

II いじめの防止等のための対策に関する事項

基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるように努める。

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、新たに「いじめ対策委員会」を置き、既存の「生徒指導部会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○ いじめ対策委員会

年間2回の全委員による会議、学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等、図1のとおり、いじめ早期解決のための迅速な対応を行う。

・ 構成

校長、教頭（全定）、保護者代表、学校運営協議会代表、スクールカウンセラー、生徒部長（全定）、生徒指導係主任、教育相談係主任、学年主任、養護教諭（必要に応じ、外部専門家と連携・協働する。）

・ 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめが疑われる情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○ 生徒指導部会

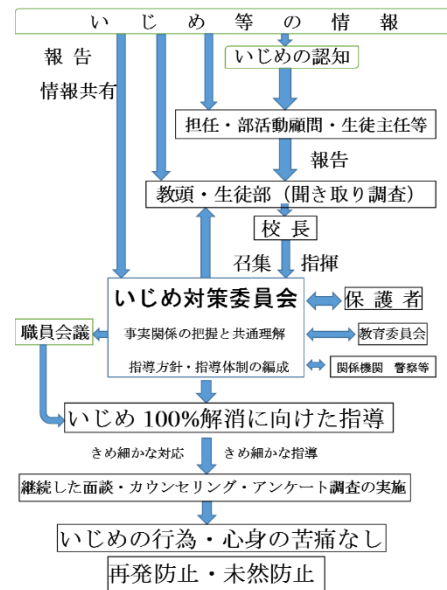
定例会議、事案発生時の緊急会議等

- ・ 構成 生徒部長、生徒指導担当教員、養護教諭（必要に応じ、学年主任、当該学級担任・部活動顧問等を加える。）

・ 役割

- ◇ いじめが疑われる情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめが疑われる情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、関係生徒への指導 等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・運営
- ◇ アンケート調査の実施と結果の分析による対策の検討

図1 いじめ早期解決のための迅速な対応



(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、人権教育推進の視点から指導・支援を行う。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域行事への参加や地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

(4) その他

- ・ 基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。

- ・ 基本方針は、ホームページに掲載し、保護者や地域住民が確認できるようにするとともに、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者等に説明を行う。
- ・ 時期を捉えて教職員研修を実施するとともに、ホームルーム活動や生徒会活動等を活用し、生徒がいじめ問題の解決に向けて主体的に取り組めるよう促進する。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ継続的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

未然防止（いじめの予防）

（1）生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー・地域コーディネーター等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・ すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、県教委作成の「F i t」（学校適応感を測る客観テスト）を活用するなどの取組を行い、生徒理解に努める。
- ・ 中高の切れ目のない支援体制を構築するため、中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に基づく、一貫した取り組みを行う。

（2）教育活動全体を通じた取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる、授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長を促す。
- ・ 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、キャリア教育（インターンシップ、工場見学）を活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・ 部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。
- ・ 指導に当たっては、生徒の発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉えられるよう、実践的な取組を行う。その際、いじめは重大な人権侵害にあたることについて、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶなどの取組を行う。
- ・ インターネット上のいじめは、拡散した画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であり、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。
- ・ 子どもを直接対象とした自殺予防教育を進めるため、いじめ対策委員会が中心となって、様々な組織を活用し、教員研修を実施するなど学校全体での合意形成を行うとともに、精神保健福祉センターや児童相談所等の関係機関との連携を図る。
- ・ 基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、改善を図る。

(3) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校評議員、青少年育成センター等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見 (把握しにくいいじめの発見)

(1) いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった(ある)もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ・ 「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があり、いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識を持つ。
- ・ しばしばいじられている生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行う。
- ・ 行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う。

(2) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、定期アンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、担任・副担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、教育相談箱の設置、その他の方法により、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。

(3) 家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を実態把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

早期対応 (現に起こっているいじめへの対応)

(1) 早期対応のための本校の体制

- ・ いじめに係る情報やささいな兆候、懸念を教職員は一人で抱え込むことなく、または対応不要であると個人で判断せず、他の業務に優先して、情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報の共有と事実関係(時・場所・人・態様等)の調査を行い、客観的な事実をもとに保護者と緊密に連携し、組織的な対応を行う。

- ・ いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合、日常の観察や聴き取りなどにより、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、状況等の詳細を把握する。
- ・ 特定の教職員がいじめに係る情報を把握した場合は、必ずいじめ対策委員会に報告を行わなければならない。（法第23条による）

（2）いじめへの対応

- ・ いじめられている生徒を守り抜くとともに、いじている生徒に対しては、事実に基づき指導し、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・ いじめは許されないという雰囲気づくりに努める。周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ・ いじめられている生徒の心のケア、いじている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ ネット上で行われるいじめに対しては、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNSやコミュニケーションアプリの閉鎖性等の特性を踏まえて対応することが必要である。また、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、時系列にそった記録を取る。
- ・ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ・ いじめられている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、いじめられている生徒の視点からいじめを解決していく。
- ・ いじている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい人間的成長の視点から協力を依頼する。
- ・ 好意からおこなった行為が意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も必要である。
ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、いじめ対策委員会への情報共有は行うこと。

（3）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

（4）地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」協定（平成28年4月施行）に基づき、教育的配慮を行いながら警察と連携した対応を図る。

3 指導上の配慮が必要な生徒

- (1) 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、生徒の各種情報や個別の教育支援計画、個別の指導計画等を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- (2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (3) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- (4) 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関連したいじめや差別や偏見を防止するため、学校においては、適切な知識をもとに、必要な指導を行う。

4 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
- ※ 児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応し、報告・調査等に当たる。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断する。該当する場合は、速やかに県教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている生徒の心身の安全の確保を最優先にいじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要である。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTA専門部に「いじめ対策部会」を設置するとともに、青少年育成センター等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、情報交換の促進、連携の強化等に努めるなど地域ぐるみで取り組む。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口を周知する。必要に応じスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

1 本校の相談窓口

山口県立小野田工業高等学校

代表 0836-83-2153 (教育相談係)

定時制直通 0836-83-3458

(ホームページアドレス <http://www.onoda-t.ysn21.jp>)

2 関係機関等の相談窓口

○ふれあい総合テレホン (やまぐち総合教育支援センター)	083-987-1240
○24時間子どもSOSダイヤル (やまぐち総合教育支援センター)	0120-0-78310
○山口県教育庁行政相談室 (教育庁教育政策課)	083-933-4531 s501001@pref.yamaguchi.lg.jp
○子どもの人権110番 (山口地方法務局)	0120-007-110
○ヤングテレホン・やまぐち (山口県警本部)	0120-49-5150
○サイバー犯罪対策室 (山口県警本部)	083-922-8983
○ふれあいファックス	083-987-1258
○ふれあいメール (やまぐち総合教育支援センター)	soudan@g.ysn21.jp
○悩み相談室@やまぐち (教育庁学校安全・体育科)	LINE 及び Web (https://bit.ly/2FmEBN7)

平成26年3月策定

平成27年3月改定

平成29年3月改定

平成30年2月改定

平成31年3月改定

令和2年3月改定

令和3年3月改定

令和4年4月改定

令和5年4月改定

令和6年度山口県立小野田工業高等学校（全日制）いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4		オリエンテーション（1学年） 部活動集会（全学年）		担当者確認（警察等関係機関） 春の交通安全指導（警察）
5	生徒情報共通理解 校内研修①（いじめ） 年度方針・計画作成 校内研修②（情報モラル教育）	交通安全指導（自転車点検等）（全学年） 交通安全教室（全学年） 生徒総会（全学年） 携帯安全教室（全学年） 進路説明会（全学年） 面接週間① クリーン作戦（清掃）（全学年） 生活アンケート（Fit）①	学校いじめ防止基本方針、安心安全パンフレットの通知（HP） PTA評議員会 PTA総会 保護者会（全学年） 合同校外巡視	県生徒指導連絡協議会 厚狭地区生徒指導連絡協議会 合同校外巡視（警察） 企業訪問 校内研修講師（未定） 学校評議員会
6	校内研修③（特別支援教育）	進路講演会（全学年） 教育相談に関するアンケート①	PTA役員会 合同校外巡視	中高連絡協議会 企業訪問
7	取組状況検討会① （アンケート結果集約・情報共有）	進路講話（3学年） 命の大切さを学ぶ教室・人権教育（全学年） SOSの出し方に関する教育（全学年）	保護者会（3学年） 合同校外巡視	県教育相談連絡協議会 合同校外巡視（警察） 校内研修講師（スクールカウンセラー）
8	校内研修④（カウンセリング）	応募前職場見学（3学年）	保護者会（3学年） 合同校外巡視	
9	行事企画・運営	入社試験開始 進路講話（3年）	合同校外巡視	合同校外巡視（警察）
10	いじめ防止・根絶に向けた取組状況の点検	授業公開週間（全学年） 人権教育講演会 教育相談に関するアンケート②	PTA評議員会 合同校外巡視	中高連絡協議会
11		面接週間②（全学年） 文化祭	文化祭 合同校外巡視	厚狭地区生徒指導連絡協議会 合同校外巡視（警察）
12	取組状況検討会② （アンケート結果集約・情報共有）	生徒学校生活アンケート 生徒会役員選挙 心理教育プログラム（全学年） 生活アンケート（Fit）②	保護者学校評価アンケート 合同校外巡視	合同校外巡視（警察） 校内研修講師（スクールカウンセラー）
1		合格体験発表会（全学年） 教育相談に関するアンケート③	合同校外巡視	合同校外巡視（警察）
2	生徒指導上の課題集約 取組状況検討会③ （アンケート結果集約・情報共有） 全委員による会議② （方針の見直し等）	修学旅行（2学年） 個人面談（1・2年） 進路講演会（全学年）	PTA評議員会 PTAだより 合同校外巡視 進路講演会	学校評議員会 厚狭地区生徒指導連絡協議会 合同校外巡視（警察） 中高連絡協議会
3		仮入学 「安心安全パンフレット」の配布と説明	仮入学 合同校外巡視	中学校連絡（新入生出身中学校）

令和6年度山口県立小野田工業高等学校（定時制）いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	生徒情報交換会（活動計画確認・情報共有等）	オリエンテーション 交通安全指導（自転車点検等） 教育相談面談 新入生歓迎行事	HP更新 学校いじめ防止基本方針の通知	担当者確認（警察等関係機関） 校外巡視（育成センター）
5	校内研修	前期生徒総会 月頭集会 人権教育教室	PTA評議員会 PTA総会 保護者会（全学年）	県生徒指導連絡協議会 厚狭地区生徒指導連絡協議会 校外巡視（育成センター） 企業訪問 学校運営協議会
6	校内研修 アンケート結果集約・情報共有	進路学習① 月頭集会 いじめに関するアンケート①	PTA役員会	中高連絡協議会 定時制教育振興会総会 校外巡視（育成センター）
7	生徒情報交換会 校内研修	進路学習② 校内生活体験発表会 交通安全教室 感情のコントロールに関する教育 個人面談週間	保護者面談会	県教育相談連絡協議会 思春期GHP（スクールカウンセラー） 校外巡視（育成センター）
8		全校集会 応募前職場見学（随時） ガラス工芸体験 人権教育（ボランティア）	三者面談（卒業学年）	
9	生徒情報交換会	入社試験開始 携帯・スマホ安全教室 防犯訓練 進路学習③ 薬物乱用防止教室		校外巡視（育成センター）
10	アンケート結果集約・情報共有	クリーン作戦（清掃） 進路学習④（工場見学） 教育相談面談	PTA評議員会	中高連絡協議会 校外巡視（育成センター）
11	生徒情報交換会	月頭集会 保健学習 個人面談週間 文化祭	文化祭 公開授業参観	厚狭地区生徒指導連絡協議会 校外巡視（育成センター） 学校運営協議会
12	アンケート結果集約・情報共有	生徒会役員選挙 人権教育教室 いじめに関するアンケート②	保護者学校評価アンケート 保護者面談会	校外巡視（育成センター） 人権教育講師（詳細未定） 思春期GHP（スクールカウンセラー）
1		全校集会 消費者教育 進路学習⑤（マナー講座）		校外巡視（育成センター）
2	生徒情報交換会（課題集約及び改善に向けての検討）	月頭集会 後期生徒総会	PTA評議員会 PTAだより	校外巡視（育成センター） 厚狭地区生徒指導連絡協議会 中高連絡協議会 学校運営協議会
3		仮入学	仮入学	中学校情報交換（新入生出身中学校）